

報告第13号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R2.12.16 弥栄町溝谷）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町溝谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年12月16日、商工観光部職員が京丹後市弥栄町溝谷地内の国道482号線を公用車で走行中、路上に積もっていた雪に滑り、民家の門扉に衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 550,000円

3 損害賠償の相手方 京丹後市弥栄町在住 個人